

令和6年度諫早市農業委員会 第10回総会議事録

1 開催日時 令和7年1月28日(火) 開会 午後3時00分～閉会 午後4時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会長職務代理者 19番 久本純造

農業委員 1番 久保 繁 2番 牟田 繁 3番 西口雪夫

4番 立森和富 5番 前田貞松 6番 林田芳信

7番 平野和敏 8番 増田真美子 9番 補伽文夫

10番 森田正男 12番 松本秀徳 11番 中島康範

13番 江崎義明 14番 野田 浩 15番 泉野政則

16番 田渕勇二 17番 池田武弘 18番 増山時子

4 欠席委員 (1人) 20番 山開博俊

5 議 案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件

第5号 地域計画の策定に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 非農地通知申出書受理の件

7 その 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史

次 長 嶋田弘樹

事務職員 久間利彦

事務職員 俣野海喜

9 議 事

事 務 局

本日は山開会長が都合により欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、久本職務代理に議長をお願いしたいと思います。それでは、職務代理挨拶と開会宣告、議事の進行につきまして、久本職務代理、よろしく願いいたします。

職 務 代 理

(職務代理挨拶)

(開会)

議 長

これより、「令和6年度 諫早市農業委員会 第10回総会」を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、20番・山開会長から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長

それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長

異議なしということですので、議事録署名人に2番・牟田直志委員、11番・中島康範のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

議 長

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第1号)

事 務 局

まず1番の申請について説明させていただきます。昨日、地区協議会で協議を行ったところ、申請者の所有する農地が耕作されておらず、資材や産廃等の置き場として利用されていたことが確認されたため、地区の農業委員から農地へ復旧するよう指導を行っていただきましたが、完全には復旧がなされていませんでした。そのため、農地法第3条の要件を満たしておらず、許可することは難しいのではないかとの意見がありました。協議会后に申請者へ連絡したところ、完全に復旧するためには時間が必要であるため、今回の申請については取り下げるとの申し出があり、後日取り下げ書等を提出してもらうよう説明をしているところです。以上、1番についての説明となります。続きまして、2番以降の説明に入ります。

2番、小野地区、宗方町の農地1筆、832㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は2,479㎡です。耕うん機や草刈機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

3番、森山地区、森山町本村の農地1筆、139㎡について、農業経営規模拡大

を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は52,470.87㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約16年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
4番、森山地区、森山町唐比西の農地1筆、389㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積はす。トラクターや田植え機等の機械は所有されております。また農業に約55年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番について申請者の方から取り下げという
委員 ことで説明がありましたけれども、諫早地区の農業委員さんから経過等をお願い
します。

委員 まず事前に事務局から連絡があり、その後本人さんから申し出がありました
が、所有されている農地を部分的に活用されていましたが、資材や産廃等の置き場
として利用されていたため、片づけてもらうよう話をしました。その後、再度見
に行きましたが、まだ残っていたので、後日推進委員さんと現地を確認することに
しました。推進委員さんと確認したときも、まだ復旧されてなかったもので、地
元としては通したいところだけれど、協議会で協議をしてもらうこととし、昨日
協議会で協議してもらったところ
です。今回は、申請の取り下げとなりましたが、申請地自体は特に問題はない
ところだと思います。以上となります。

議 長 委員さんも仰ってましたが、地元としては通したいところだけれど、農地法
等を考えた場合、新たな農地を取得する場合に、今ある農地を農地としてきち
んと管理しているということが一つの条件になりますので、今回はこのような結
果となりました。今後、復旧されて、再度申請された場合にはスムーズな許可が
できればと思
います。

議 長 次に、2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農
地において年間を通し、トマト、キュウリ、馬鈴薯等を栽培されると見込まれ
ます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の
利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされていま
す。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問
題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ほかにご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することに
ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いた
します。

議 長 次に3番と4番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、カボチャ、ブロッコリー等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第2号) 事務局 平山町の畑1筆432㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成はありませんが、土留め工事を行い、緩衝地を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

委員 2番、宗方町の田1筆830㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当しております。申請者は管工事を中心に建設業をされておりますが、今回、事業拡大のため資材置場を整備するものです。盛土を最高1.0m施し、緩衝地を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

委員 3番、早見町の田1筆205㎡の農地を農業用倉庫用地とする転用申請です。追認の申請となります。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農用地区域です。本件は、平成12年頃から農業用倉庫用地として利用しているものです。今

回、土地の売買をしようとしたところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も譲受人において利用する意向であるため申請するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については領収書で確認しています。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。

4番、久山町の畑2筆491㎡の農地と併用地を合わせた合計502.96㎡について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高1.2m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。都市計画法第29条開発許可申請中です。

5番、飯盛町佐田の田1筆509㎡の農地について建売住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は木造2階建ての建売住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水はくみ取りとし、生活雑排水は溜樹から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

6番、飯盛町上原の田1筆84㎡について、通路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請地ですが、譲受人が耕作する農地への通路として利用するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。

7番、高来町建山の田畑4筆1403㎡の農地と併用地を合わせた合計1416.8㎡について、資材置場兼駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は建設業をされておりますが、今回、既存の資材置場を返却しなければならなくなったため、新たな資材置場と従業員用駐車場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については通帳で確認しています。

議案第2号につきまして、以上となります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に2番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に3番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に4番について真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

- 議 長 次に5番と6番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続きまして、6番担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、通路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に7番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場兼駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- (議案第3号) 事務局 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、森山地区、森山町田尻の農地2筆1, 989㎡、について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
- 2番、多良見地区、多良見町山川内及び船津の農地3筆7, 144.04㎡、について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、みかんの生産を主体に経営されています。
- 3番、小長井地区、小長井町大瀬の農地16筆19, 014.42㎡、について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、ゴーヤ、アスパラの生産を主体に経営されています。
- 4番、小野地区、川内町の農地2筆2, 800㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稻の生産を主体に経営されています。

5番、6番は譲受人が同一の案件となります。

5番、高来地区、高来町泉の農地1筆1,045㎡、6番、高来地区、高来町泉の農地2筆1,087㎡、計2,132㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稲、玉ねぎ、そば等の生産を主体に経営されています。

以上、1番から6番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から6番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から6番は申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第4号) 事務局 議案第4号「農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件」についてご説明をいたします。

1番から3番は借受人が同一の案件となります。

1番、諫早地区仲沖町及び小野地区川内町の農地1筆、8,486㎡、

2番、小野地区川内町の農地4筆、13,364㎡、

3番、小野地区川内町の農地3筆、7,105㎡、

計28,955㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦、アスパラを主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

4番、諫早地区福田町の農地2筆、2,704㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

5番から7番は借受人が同一の案件となります。

5番、小野地区赤崎町及び小野島町の農地5筆、8,512㎡、6番、小野地区小野島町の農地7筆、5,411㎡、7番、小野地区赤崎町の農地1筆、3,273㎡、計17,196㎡を使用貸借及び賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

8番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地3筆、3,858㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、新規で耕作を開始するものであり、今回、権利の設定を受け、トレーニングファームを行うものです。

9番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆、941㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

10番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地6筆、5,869㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、高菜等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第4号議案の1番から10番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から10番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の1番から10番の説明がありましたので、1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から10番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第5号「地域計画の策定に伴う意見聴取の件」を議題といたします。
(議案第5号) 事務局から、説明をお願いします。

事務局 本件は地域計画を策定するために、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものです。地域計画は平成24年度から取り組みが始まった「人・農地プラン」に農地をだれが耕作するかを示した「目標地図」を加えたものです。諫早市では12の地域に分けて地域計画の策定を計画しております。

内容につきましては、地域ごとに

1. 地域における農業のあり方
2. 農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
3. 農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためとるべき必要な措置
4. 区域内の農業を担う者一覧
5. 目標地図

を定めたものとなっております。今年度7月から各地域において説明会を開催してきました。今後は農業委員会をはじめ各関係機関の意見を伺った後、公告を行い、地域計画の策定という流れになります。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。小野地区から1件、真津山地区から1件、森山地区から1件、高来地区から2件、小長井地区から2件、合計7件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。諫早、小野地区から1件、小野地区から2件計3件の通知が出ています。解約理由としましては、すべて耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。1番、真崎町の畑3筆合計1026㎡を住宅用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。1番、幸町の畑1筆221㎡を店舗用地とする使用貸借の届出です。2番、西郷町の畑1筆33㎡を住宅用地とする売買の届出です。3番、真崎町の畑1筆6.05㎡を住宅用地とする贈与の届出です。4番、多良見町市布の畑1筆350㎡を住宅用地とする売買の届出です。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告いたします。飯盛地区から1件出ております。利用状況調査で非農地判断済み、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

| | | |
|-------|------------------------|------|
| 議案第1号 | 農地法第3条許可 | 3件。 |
| 議案第2号 | 農地法第5条許可 | 7件。 |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 | 6件。 |
| 議案第4号 | 農地中間理事業に係る農用地利用集積等促進計画 | 10件。 |
| 議案第5号 | 地域計画の策定に伴う意見聴取の件 | 1件。 |

以上、審議件数は、全部で27件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

議 長 これをもちまして、令和6年度諫早市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____